



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

10
2023

いつもお世話になっております。
いまだ暑さが残ります今日この頃、
いかがお過ごしでしょうか。
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

公正取引委員会

インボイス制度の実施に関連した注意事例を公表

公正取引委員会（以下：公取委）は、同会ホームページ上において、インボイス制度の実施に関連した注意事例を公表し、注意喚起しております。

今回の公表は、インボイス制度が2023年10月1日からスタートすることに関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、こういった業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしました。

それによりますと、一部の発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているのに、取引先の免税事業者に対して、インボイス制度実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告した事例が確認されました。公取委は、取引上優越した地位にある事業者が、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあるとして、未然防止の観点から注意喚起しております。

注意した事業者の業態として、イラスト制作業者（取引の相手方はイラストレーター）や農産物加工品製造販売業者（同農家）が挙げられ、さらにハンドメイドショップ運営事業者（同ハンドメイド作家）、人材派遣業者（同翻訳者・通訳者）、電子漫画配信取次サービス業者（同漫画作家）など多岐にわたっております。

また、下請法上の親事業者が、同様に、経過措置（免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができる措置）により一定の範囲で仕入税額控除が認められているのに、取引先の免税事業者の下請事業者に対し、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、下請法上問題となるおそれがあるとしておりますので、あわせてご注意ください。

コラム

旧 NISA と新 NISA

●老後への早期の準備を

老後の生活を豊かにするには、健康、生きがい、まとまった資金が必要です。健康と生きがいは、運動や食事や趣味や人間関係などへとテーマが広がっていきますが、老後生活資金については、年金の他は若い時からの資産形成に拠らざるを得ません。

総務省の家計調査報告では、65歳以上の夫婦世帯・単身世帯の平均値として、消費支出に対し16.8%の収入不足となって



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

10
2023

いつもお世話になっております。
いまだ暑さが残ります今日この頃、
いかがお過ごしでしょうか。
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

公正取引委員会

インボイス制度の実施に関連した注意事例を公表

公正取引委員会（以下：公取委）は、同会ホームページ上において、インボイス制度の実施に関連した注意事例を公表し、注意喚起しております。

今回の公表は、インボイス制度が2023年10月1日からスタートすることに関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、こういった業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしました。

それによりますと、一部の発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているのに、取引先の免税事業者に対して、インボイス制度実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告した事例が確認されました。公取委は、取引上優越した地位にある事業者が、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあるとして、未然防止の観点から注意喚起しております。

注意した事業者の業態として、イラスト制作業者（取引の相手方はイラストレーター）や農産物加工品製造販売業者（同農家）が挙げられ、さらにハンドメイドショップ運営事業者（同ハンドメイド作家）、人材派遣業者（同翻訳者・通訳者）、電子漫画配信取次サービス業者（同漫画作家）など多岐にわたっております。

また、下請法上の親事業者が、同様に、経過措置（免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができる措置）により一定の範囲で仕入税額控除が認められているのに、取引先の免税事業者の下請事業者に対し、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、下請法上問題となるおそれがあるとしておりますので、あわせてご注意ください。

コラム

旧 NISA と新 NISA

●老後への早期の準備を

老後の生活を豊かにするには、健康、生きがい、まとまった資金が必要です。健康と生きがいは、運動や食事や趣味や人間関係などへとテーマが広がっていきますが、老後生活資金については、年金の他は若い時からの資産形成に拠らざるを得ません。

総務省の家計調査報告では、65歳以上の夫婦世帯・単身世帯の平均値として、消費支出に対し16.8%の収入不足となって